

■ 給付額の算定例

給付金額の算定例 2)

2019年度	2019年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	30	20	10	30	30	20	30	30	30	20	20	30
2020年度	2020年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	20	20	13								

直前の事業年度（2019年度）の年間事業収入：300万円
 直前の事業年度（2019年度）の4月の月間事業収入：30万円
 2020年4月の月間事業収入：13万円

直前の事業年度（2019年度）の4月分の月間事業収入が30万円、2020年4月の月間事業収入が13万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

$$144万円 = 300万円 - 13万円 \times 12$$

$$144万円 < 200万円（上限額）$$

給付額 144万円

（注）4月の収入が13万円の場合、給付額は144万円ですが、仮に5月が9万円であれば192万円、8万円であれば200万円となりますので、最も有利になるように対象月を選択してください。

B-7 NPO法人や公益法人等特例

公益法人等（法人税法別表第二に該当する法人）及び法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）である場合は、直前の事業年度の年間収入がわかる書類として、下記を確定申告書類の控えの代わりに提出することができます。

※本特例を用いる場合には、給付までに通常よりも時間を要する場合があります。

例)

法人種別	年間収入の計算書類等
学校法人	事業活動収支計算書
社会福祉法人	事業活動計算書
公益財団法人・公益社団法人	正味財産増減計算書

※上記に記載のない法人については、直前の事業年度の年間収入がわかる書類を提出して下さい。

■証拠書類等

- ① 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入がわかる書類
 ※月次の収入を確認できない場合は、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の月平均の年間収入と対象月の月間収入を比較することとします。
- ② 対象月の売上台帳等
- ③ 通帳の写し
- ④ 履歴事項全部証明書又は
 根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類等

■給付額の算定式

$$S = A - B \times 12$$

S：給付額（上限200万円）

A：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入

B：対象月の月間収入

※A・Bは、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入など、株式会社等でいう営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（公益法人等の場合、国・地方公共団体からの受託事業による収入を含む。）のみを対象とする。

持続化給付金の申請手順

1

持続化給付金ホームページへアクセス！

持続化給付金



スマホでも
できる！



持続化給付金の申請用HP (<https://jizokuka-kyufu.jp>)

2

申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力 [仮登録]

3

入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、
[本登録]へ

4

ID・パスワードを入力すると[マイページ]が作成されます

● 基本情報 ● 売上額 ● 口座情報 を入力

法人の基本事項と、
ご連絡先

入力すると、
申請金額を
自動計算！

【通帳の写し】を
アップロード！

5

必要書類を添付

- 2019年の確定申告書類の控え
 - 売上減少となった月の売上台帳等の写し
- ※スマホなどの写真画像でもOK（できるだけきれいに撮ってください！）

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金